

さいたま市立[REDACTED]中学校いじめ重大事態調査報告書

さいたま市立[REDACTED]中学校いじめ対策委員会

令和8年1月26日

はじめに

本調査報告書は、令和6年度さいたま市立[ ]中学校1年[ ]組の生徒である[ ]さん( ) (以下「当該生徒」) が他生徒(以下「関係生徒」) から受けたとされるいじめ事案について、いじめ防止対策推進法(以下「法」) 第28条第1項の規定に基づき、調査を進めてきたものである。

本調査は、法第22条の規定並びにさいたま市立[ ]中学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」) に基づいて設置された、さいたま市立[ ]中学校いじめ対策委員会(以下「委員会」) が、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則って実施した。

なお、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第1章第2節に記載の通り、本校の対応の課題点を明確にし、支援策や再発防止策を策定するため、学校が作成した調査資料を再分析し、さいたま市スクールロイヤーに依頼し、その助言・監修の下、調査報告書としてまとめたものである。

## 1 事案の概要

### (1) 関係する生徒

当該生徒 1年[ ]組 [ ]  
関係生徒 1年[ ]組 [ ]

### (2) 調査の対象となる事案

ア 令和6年4月16日(火) 当該生徒は、昼休み、1年[ ]組の教室において、関係生徒から、首を絞められたという事案。(以下「事案①」)

イ 令和6年4月19日(金) 当該生徒は、部活動の活動後、職員室近くの廊下において、関係生徒から、腕を4回殴られたという事案。(以下「事案②」)

ウ 令和6年5月9日(木) 当該生徒は、関係生徒が、同級生のお腹を叩いていたため、関係生徒を止めたところ、関係生徒から、腕を引っかかれたという事案。(以下「事案③」)

エ 令和6年6月13日(木) 当該生徒は、3時間目の保健体育科の授業の後、教室に戻る際に、階段の踊り場において、関係生徒に突き落とされた事案。(以下「事案④」)

### (3) 当該生徒の状況及び欠席期間等

令和6年6月13日(木) 当該生徒は、関係生徒から受けた暴力行為により、医療機関を受診し、全治3週間から1か月の[ ]、[ ]、[ ]と診断を受けた。

令和6年6月14日(金) 以降、当該生徒は、体育祭の練習を見学した。

令和6年6月22日(土) 体育祭当日、当該生徒は、[ ]として開会式の[ ]に参加したが、怪我のため競技に参加することができなかった。当該生徒は、関係生徒が競技に参加している姿を見るのが辛くなり、病院に行くために早退した。

### (4) 事案の覚知からいじめ認知の経緯

令和6年6月13日(木) 当該生徒の担任は、当該生徒の同級生から、[ ]校舎2階の階段の踊り場において、当該生徒が負傷しているとの報告を受けた。当該生徒は、医療機関を受診し、[ ]、[ ]、[ ]と診断を受けた。

令和6年6月14日(金) 以降、当該生徒の担任は、声掛けを続け、見守りを行っていた。

令和6年7月12日(金) 16時30分頃、教頭と担任、学年主任は、当該生徒の保護者と面談

を行い、当該生徒の学校での様子を伝えた。

令和6年8月22日(木)1学年主任は、来校した当該生徒の保護者から、令和6年8月頃、当該生徒が、関係生徒が同級生に手を出している様子を見て、登校することが不安になっているとの話があった。当該生徒の保護者は、以前より、事案については、数名の弁護士から「いじめ重大事態」に当たると助言を頂いており、弁護士会による「いじめ予防授業」の開催を検討してほしいという申し出があった。

令和6年8月30日(金)の委員会でいじめとして認知した。

(5) いじめ重大事態の発生報告までの経緯

令和6年6月13日(木)当該生徒は、関係生徒からの暴力行為により全治3週間から1か月と診断を受けた。当該生徒は、体育祭の練習に参加している関係生徒を見て辛い思いをしていた。また、体育祭の競技に参加することができなかった。

令和6年8月22日(木)当該生徒の保護者から、令和6年8月頃、当該生徒が、関係生徒が同級生に手を出している様子を見て、登校することが不安になっているとの話を聞いた。

令和6年8月30日(金)の委員会で検討した結果、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるものと判断した。

令和6年9月10日(火)学校は、さいたま市教育委員会へいじめ重大事態の発生について報告した。

## 2 調査の概要

### (1) 調査した主体と構成員

ア 主体 委員会

イ 構成員 委員長 校長

委員 教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、さわやか相談員

### (2) 調査方法

ア 当該生徒の担任と関係職員が、当該生徒、関係生徒、当該生徒の同級生から聴き取りを行った。

イ 教頭が、担任及び関係職員から聴き取りを行った。

## 3 調査結果

### (1) 当該生徒からの聴き取りについて

ア 令和6年4月16日(火)担任が、事案①について、当該生徒から聴き取った内容

当該生徒は、1年■組の教室において、関係生徒から、正面から両手で首を絞められた。

イ 令和6年4月19日(金)2学年職員が、事案②について、当該生徒から聴き取った内容

当該生徒は、放課後、職員室近くの廊下において、関係生徒から、急に腕を4回殴られた。

ウ 令和6年4月22日(月)1学年職員が、事案②について、当該生徒から聴き取った内容

(ア) 令和6年4月19日(金)1学年職員は、事案②について、2学年職員が、当該生徒から聴き取った内容について、再度確認した。当該生徒は、関係生徒から、腕を4回殴られた。

(イ) 当該生徒は、小学校の時から、関係生徒から暴力を受けていた。

(ウ) 当該生徒は、小学校の時から、関係生徒とは、同級生と一緒に通話しながらゲームを楽しむ仲であった。

エ 令和6年6月13日(木)担任と1学年職員が、事案④について、当該生徒から聴き取った内容

当該生徒は、階段の踊り場において、関係生徒が同級生の腕をつかんでおり、同級生が嫌がっている様子を見て、関係生徒に対してやめなよ、と言った。

オ 令和7年8月28日(木)担任と2学年職員が、事案③について、当該生徒から聴き取った内容

(ア) 当該生徒は、休み時間、関係生徒が、同級生のお腹を叩いていたため、関係生徒を止めたところ、関係生徒から腕を引っかかれた。

(イ) 事案③が発生した当時、当該生徒は、先生に言っても変わらないとあきらめていたので、教員に、報告しなかった。

(2) 関係生徒からの聴き取りについて

ア 令和6年4月16日(火)担任が、事案①について、関係生徒から聴き取った内容

関係生徒は、1年組の教室において、担任に、当該生徒の首をふざけて絞めてしまったことを話した。

イ 令和6年4月22日(月)担任が、事案②について、関係生徒から聴き取った内容

関係生徒は、当該生徒を殴った理由はなく、冗談だった、と話した。

ウ 令和6年6月13日(木)担任と1学年職員が、事案④について、関係生徒から聴き取った内容

関係生徒は、階段の踊り場において、当該生徒から、自分の悪口を言われた気がして、当該生徒の言葉に腹を立て、当該生徒を押した。

エ 令和7年8月28日(木)担任と2学年職員が、事案③について、関係生徒から聴き取った内容

関係生徒は、事案③について、1年以上前のことになるので、思い出せないと話した。また、当該生徒とは、今は接点がなく、話もしないと話した。

(3) 同級生からの聴き取りについて

ア 令和6年4月22日(月)1学年職員が、事案②について、同級生から聴き取った内容

同級生は、関係生徒が、当該生徒の腕を4回殴っているのを見た、と話した。

イ 令和6年6月13日(木)担任と1学年職員が、事案④について、同級生から聴き取った内容

当該生徒の近くにいた同級生は、当該生徒が関係生徒に対して悪口を言ったことを聞いた生徒はいなかった。関係生徒が当該生徒を押したため、当該生徒が階段から落ちたのを見た。

ウ 令和7年8月28日(木)担任と2学年職員が、事案③について、同級生から聴き取った内容

(ア) 同級生は、関係生徒から殴られている時に、当該生徒が、やめろ、と言ってくれたことが、10回くらいあった、と話した。また、関係生徒は、注意をした当該生徒に対し、うるせえな、と当該生徒の腕を殴ったことが、4回くらいあった、と話した。

(イ) 同級生は、関係生徒に謝ってもらっている、と話した。また、関係生徒が、関係生徒の保護者とともに、同級生の家に謝罪に来たことがあった、と話した。

(ウ) 同級生は、事案③以降、関係生徒から、暴力行為を受けなくなった、と話した。

#### 4 いじめの認知等

##### (1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

##### (2) いじめの有無の判断

ア 令和6年4月16日（火）当該生徒は、昼休み、1年■組の教室において、関係生徒から、首を絞められたという訴えについて

（結果）

令和7年9月5日（金）委員会で、当該事実を認め、「いじめ」として認知。

（理由）

当該生徒と関係生徒の聴き取り内容が概ね一致していること、当該生徒が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係生徒の行為により、当該生徒は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

イ 令和6年4月19日（金）当該生徒は、部活動の活動後、職員室近くの廊下において、関係生徒から、腕を4回殴られたという訴えについて

（結果）

令和7年9月5日（金）委員会で、当該事実を認め、「いじめ」として認知。

（理由）

当該生徒、関係生徒及び同級生の聴き取り内容が概ね一致していること、当該生徒が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係生徒の行為により、当該生徒は、心身の苦痛を感じたものと判断できる

ウ 令和6年5月9日（木）当該生徒は、関係生徒が、同級生のお腹を叩いていたため、関係生徒を止めたところ、関係生徒から、腕を引っかかれたという訴えについて

（結果）

令和7年9月5日（金）委員会で、当該事実を認め、「いじめ」として認知。

（理由）

当該生徒と同級生の聴き取り内容が概ね一致していること、当該生徒が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係生徒の行為により、当該生徒は、心身の苦痛を感じたものと判断できる

エ 令和6年6月13日（木）当該生徒は、3時間目の保健体育科の授業の後、教室に戻る際に、階段の踊り場において、関係生徒に押されたという訴えについて

（結果）

令和6年8月30日（金）委員会で、当該事実を認め、「いじめ」として認知。

（理由）

当該生徒、関係生徒及び同級生の聴き取り内容が一致していること、当該生徒が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係生徒の行為により、当該生徒は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

## 5 学校の対応等

### (1) 令和6年4月16日(火)

担任は、休み時間、1年■組の教室において、当該生徒から、関係生徒に首を絞められたとの連絡を受けて、当該生徒や関係生徒から聴き取りを行い、関係生徒を指導した。

### (2) 令和6年4月17日(水)

8時10分頃、担任は、職員打ち合わせの折りに、教職員に対し、事案①について周知した。

### (3) 令和6年4月19日(金)

ア 17時00分頃、2学年職員は、■棟から■棟に向かう廊下付近において、うずくまっている当該生徒を見つけ、当該生徒から、事案②について聴き取りを行った。

イ 2学年職員は、担任と生徒指導主任に報告をした。

### (4) 令和6年4月22日(月)

ア 8時00分頃、1学年職員及び担任は、当該生徒、関係生徒及び同級生それぞれから、事案②について聴き取りを行った。

イ 16時00分頃、関係生徒は、生徒指導主任と1学年職員同席のもと、当該生徒に謝罪をした。

ウ 17時00分頃、担任は、関係生徒の保護者と連絡をとり、事案②について説明をし、暴力行為が二度とないように指導したことを伝えた。

エ 17時50分頃、担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、事案②について説明をし、今後も見守っていくと伝えた。

オ 17時57分頃、担任は、同級生の保護者と連絡をとり、事案②について説明をし、今後も見守っていくと伝えた。

### (5) 令和6年6月13日(木)

ア 13時30分頃、担任は、当該生徒の同級生から、廊下において、当該生徒が負傷しているとの報告を受けた。

イ 14時30分頃、担任と1学年職員は、当該生徒及び関係生徒、事故現場にいた同級生から聴き取りを行った。

ウ 16時00分頃、当該生徒及び関係生徒の保護者と連絡をとり、事故発生時の状況について説明をした。

### (6) 令和6年6月14日(金)

ア 8時10分頃、担任は、当該生徒の保護者より、関係生徒の保護者から連絡がない旨の報告を受けた。

イ 18時20分頃、応接室において、当該生徒と当該生徒の保護者及び関係生徒と関係生徒の保護者を交えた話合いの場を設けた。

### (7) 令和6年6月17日(月)

ア 担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒が関係生徒と接触しないよう、当該生徒と関係生徒の席を離すなどの対応をしていくことを確認した。

イ 学年職員は、体育祭の出場種目について、当該生徒に、予定していた種目では出場が難しかったため、出場可能な種目を提案した。

ウ 学年職員は、当該生徒に体育祭の種目について説明をし、当該生徒が、出場できそうな種目について検討したが直前変更が難しかった。そのことについて当該生徒に伝えた。

(8) 令和6年6月21日(金)

担任は、当該生徒の保護者と連絡をとり、当該生徒の体育祭への参加について確認した。

(9) 令和6年7月12日(金)

16時30分頃、教頭と担任、1学年主任は、当該生徒の保護者と面談を行い、当該生徒の学校での様子を伝えた。学校は、当該生徒の保護者から、関係生徒との間でトラブルが再発しないか心配であるとの相談を受け、担任及び学年職員で見守りをしていくことを伝えた。

(10) 令和6年8月22日(木)

8時30分頃、1学年主任は、当該生徒の保護者に、いじめ重大事態として捉え学校全体で共有することを伝えた。

(11) 令和6年8月30日(金)

8時50分頃、校長は、委員会を開催し、事案④について検討した。

出席者：校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭

(12) 令和6年9月5日(木)

11時30分頃、学校は、教育委員会へ連絡し、いじめ重大事態である可能性がある案件があることを報告した。

(13) 令和6年9月10日(火)

ア 8時50分頃、校長は、委員会を開催し、事案④について検討した結果、いじめ重大事態であることを確認した。

イ 学校は、教育委員会にいじめ重大事態の発生について報告した。

(14) 令和7年7月9日(水)

校長は、委員会を開催し、事案①から事案③について、調査の対象となる事案に追加し、再調査を行うことを確認した。

(15) 令和7年8月28日(木)

ア 12時00分頃、1年時担任と2学年職員が、当該生徒から、事案③について聴き取りを行った。

イ 12時30分頃、担任と2学年職員が、関係生徒から、事案③について聴き取りを行った。

ウ 13時00分頃、2学年職員が、同級生から、事案③について聴き取りを行った。

(16) 令和7年9月5日(金)

8時50分頃、校長は、委員会を開催し、事案①から事案③について、いじめとして認知した。

出席者：校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭

以上の、法第23条第2項に基づく調査に係る調査結果及び本校の対応について、さいたま市スクールロイヤーによる検証、助言を受け、課題点を明らかにした。以下に、その課題点と、生徒への支援策及び再発を防ぐための取組を記す。

## 6 課題点

法及び基本方針に照らし、本件に対する評価を行った。

(1) 基本方針「VI いじめの早期発見(アセスメント、状況把握)」には、早期発見のポイントとして「生徒の些細な変化に気づく」と記載されている。

事案が発生した後、当該生徒と関係生徒は、距離を取りながら生活し、トラブルなく過ごすこと

ができていた。しかし、関係生徒の同級生への行動が、当該生徒にとっては、不安に感じてしまうものであり、体育祭においても、関係生徒が参加していることが、当該生徒にとって、辛い思いを感じさせてしまっていた。そのため、当該生徒の気持ちを把握するために、朝の健康観察、授業中や休み時間、給食、部活動、登下校中の生徒の観察のみならず、「心と生活のアンケート」やスクールダッシュボードの活用など、全ての教育活動において生徒を見守る必要があった。

- (2) 基本方針「VII いじめの対応～発見したいじめに対する対処～」には、「いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、『いじめに係る対応の手引き』に基づき、対応する」と記載されている。

事案が発生した後、学校は、関係生徒から当該生徒への行為に対して、関係生徒に、その重大性を認識させ、今後絶対に起こさないように十分理解させる指導が必要であった。また、関係生徒が自分の行動を顧みて、関係生徒から当該生徒への行為の重大性について理解したうえで、謝罪の場を設ける必要があった。学校は謝罪を急ぐのではなく、当該生徒及び保護者の気持ちを十分に理解し、当該生徒が学校生活を安心して問題なく過ごせるように関係生徒の謝罪に対する気持ちの醸成を充分に行い、しっかりと謝罪できるように指導する必要があった。

体育祭の種目の変更については、学校は当該生徒の怪我の状況や当該生徒の意向を丁寧に聴き取ったうえで、教科担当や学年職員で協議し、当該生徒にその対応について慎重に伝える必要があった。

## 7 課題点を受けた再発防止

### (1) 当該生徒への支援策

ア 当該生徒が安心して登校できるように、当該生徒と関係生徒の座席の位置を配慮し、休み時間等には、学年職員による見守りを意識的・計画的に実施する。

イ 当該生徒の保護者と学校生活の様子を共有しながら、当該生徒の保護者との連携を強化し、家庭と学校が一体となって生徒を支える体制を構築する。

ウ 当該生徒とのカウンセリングの機会をもてるように、さわやか相談員やスクールカウンセラーを活用し、当該生徒の心情を理解し、学校生活における当該生徒に適した支援を行っていく。

### (2) 再発を防ぐための取組

ア いじめの早期発見に向けて、生徒の小さな心の変化にも気付くよう、生徒の実施した「心と生活のアンケート」や「スクールダッシュボード」の活用を図る。⇒6(1)

イ 教職員が、いじめ被害生徒の心情や、いじめ被害生徒の保護者の思いを理解し、迅速に管理職に報告するとともに、組織的に対応できるようにする。⇒6(2)

ウ 定期的な生徒指導委員会、教育相談委員会の開催のほか、いじめはもちろんのこと、いじめが疑われる事案を発見したときには、直ちに委員会に属する教職員のうち参集可能な教職員でいじめ対策委員会を開催し、情報を共有し、調査方針や指導方針等を検討し、対応を進める。⇒6(2)

エ 毎週、生徒指導委員会や主任会で、いじめに関する内容について協議、情報の共有を行い、会議参加者から、各学年職員全員に確実に情報を共有する。⇒6(2)

オ いじめが疑われる事案が発生したら、基本方針及び「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、直ちに組織で対応し、明確な見通しを立てて、関係する生徒に支援及び指導を行う。⇒6(2)

カ 生徒間のトラブルの解決においては、被害生徒、加害生徒、周りの生徒から公正・公平に聞き

取りを行い、発生状況や原因を明確にし、被害側の気持ちに寄り添いながら、教職員一同、いじめは絶対に許さないという姿勢で指導を行う。また、スクールロイヤー等を招聘し、いじめに係る教職員研修を行う。⇒6(2)

キ 生徒間に起こった事案については、被害生徒、加害生徒、周囲の生徒から、迅速かつ丁寧に聴き取りを行い、正確な情報を集めることで、事実の特定に努める。早期に対応することで、早期に改善を図り、いじめの被害生徒が、安心して学校に登校できるようにする。⇒6(2)

ク さわやか相談員やスクールカウンセラーなどの学校内の職員及び教育相談室や児童相談所などと連携を深め、生徒や保護者が、必要な時に必要な人材や機関とつながることができるようにする。⇒6(1)